

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年年2月13日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年3月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）南下津地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）東川北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）栄地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）長池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下井地区	〃
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）仁池西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）道北二号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）慢陀羅池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）植田上地区	〃